

ツキノワグマ関係学習用動画制作業務 仕様書

1 委託業務名

ツキノワグマ関係学習用動画制作業務

2 業務目的

本県におけるツキノワグマの各種被害対策を推進する上で、ツキノワグマの生態のほか、本県におけるツキノワグマに関する取組状況や第二種特定鳥獣管理計画に示すツキノワグマとの共存を目指すためのゾーニング管理について、幅広い世代に浸透させ、正しい被害対策を行う必要がある。

このため、県民向けの学習用動画を制作し、各種研修会や出前トーク事業において活用するものである。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

以下に示す4つのセクションごとに横長動画（3～10分程度）及び縦長動画（各30秒以内）を作成する。

詳細は、以下のとおり。

（1）ツキノワグマの生態について（横長動画：3～5分程度）

日本にはツキノワグマの身体的特徴、食性、五感のほか生活史について、図表等を用いて解説する。

併せて、令和7年度までの全国的な出没及び人身被害の発生状況や東北地方における捕獲状況について解説する。

（2）県における取組状況について（横長動画：3～5分程度）

ア 青森県第二種特定鳥獣管理計画（以下、特定計画）

令和7年11月に策定した特定計画について、策定の経緯や管理の基本目標について、解説する。

イ ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージ

令和8年2月に策定した対策パッケージについて、策定の経緯や5つの対策について、解説する。

（3）ツキノワグマ ゾーニング管理について（横長動画：5～10分程度）

以下に示す項目について、環境省が示すゾーニング管理について、環境省資料を参照しながら解説するほか、特定計画等から青森県の管理方針を開示する。

ア ゾーニング管理とは

イ コア生息地

ウ 緩衝地域

エ 管理強化地域

オ 排除地域

(4) 出遭ってしまった場合の対処法（横長動画：3～5分程度）

万が一クマに出会ってしまった場合の対処法を解説する。

5 留意事項

- (1) 動画の制作に当たっては発注者との打合せを綿密に行い、内容を決定する。
- (2) 制作した動画は、青森県のホームページ及び各種SNSで公開するものとし、修正や更新が行われるまでの間、公開を継続する。
- (3) 動画にタレント等を使用する場合、納入後、発注者が動画の修正、更新又は二次利用を行う際、動画への出演に関する契約等に対して、発注者は、追加の負担を負わないものとする。
- (4) 撮影場所において、撮影許可の取得等が必要な場合は、受注者が手続を行う。
- (5) 動画の制作に当たって実施した取材等で発生する謝金等の費用は、受注者の負担によるものとする。

7 成果品の提出

(1) 成果品

4に示す動画一式（サムネイル及び字幕ファイルを含む。）の電子データを格納した記録媒体（DVD-R等）一式

(2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

8 著作権

- (1) 納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属する。受注者は、発注者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- (2) 本契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、及び第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）については、この限りでない。
- (3) 受注者は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (4) 受注者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定

を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。
- (2) 受注者は、委託業務の実施状況について、適時、発注者に報告を行う。
- (3) 委託業務実施のため、発注者の指示により必要と認められる場合に、打合せ等を行う。